

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、兵庫県内の新規感染者数は、若い世代を中心に高止まりの傾向にあります。ゴールデンウィークによる感染の再拡大も懸念されています。本市では兵庫県の対処方針も踏まえ、学校園内での感染拡大防止対策の強化・徹底を進めていきます。

保護者の皆さまにおかれましては、引き続き園児児童生徒（以下「児童等」という。）への、マスク着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察の徹底と児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

毎朝、必ず体温計を使用してお子さまの体温を測定するなど、ご家庭での健康観察を徹底していただき、発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、必ず学校園への登校園は控え、医療機関を受診していただくようお願いします。この場合、必ず、始業時までに学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関により新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。（健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。）

なお、授業日にワクチンを接種する場合や、接種後に発熱等の副反応がある場合は出席停止扱いとし、欠席とはしません。

2 マスクの着用の徹底

登校園時には、家を出るときからマスクを着用させるようお願いします。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日にはマスクを外してもかまいません。

また、アレルギーなど健康上の理由でマスク着用が難しい場合は、学校園にご相談ください。

3 学校園で児童等に発熱等の風邪症状を確認した場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

学校園で児童等に発熱等の風邪症状や体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園からご連絡しますので、児童等のお迎えをお願いします。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）や学校園での感染が不安な場合

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の①から②に該当する場合は、お子さんが在籍する学校園へ連絡のうえ、保健所又は医療機関から指定された期間は学校園をお休みください。この場合、お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

なお、児童等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、濃厚接触者を特定するための聞き取り調査にご協力いただく場合があります。

※夜間(18時以降)の場合は翌朝に、土・日曜日、祝日の場合は休み明けにお子さんが在籍する学校園へご連絡ください。

① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

② 児童等が濃厚接触者に特定された場合

※ 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合でも、5月16日から濃厚接触者ではない児童等の登校園は可能となります。濃厚接触者に特定されたご家族は自宅での健康観察をお願いします。

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

身体的距離が確保できない場合にマスクの着用を徹底するとともに、感染リスクが高いとされている活動は換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底して実施します。

8 児童等及び教職員に感染を確認した場合の公表の基準

児童等及び教職員が感染した場合、原則として、感染者の在籍する学年及び人数を保護者へお知らせします。ただし、学校の規模や感染状況等から、感染者の学年を公表すると個人が特定される可能性が高いと学校園長が判断した場合は、学校園内の感染者数のみ公表することとしています。

9 臨時休業の判断基準及び公表の基準

学校園の臨時休業については、まずは学校園長が感染者及び濃厚接触者を出席停止としますが、これにとどまらず、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっている恐れのある範囲に応じて、学校園長と教育委員会が協議のうえ、学級や学年単位など、必要な範囲において臨時休業を実施します。

なお、臨時休業を実施する場合は、該当する学年、組を在籍する学校の保護者へ通知することとしています。

10 新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

市のホームページで公表しています。右側の二次元コードからご確認ください。

11 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課 (0797-77-2366) 学校教育課 (0797-77-2028)

